

海外

米州諸国

◆米国連邦準備制度理事会、86年マネーサプライ目標値等を発表

1. ボルカーリー連邦準備制度理事会議長は、7月17日に下院国内金融政策小委員会、翌18日に上院銀行委員会において証言を行い、マネーサプライ等の目標値を以下のように設定する旨明らかにした。

(1) 85年目標値は、M₁については、①基準時点を変更(84年第4四半期→85年第2四半期)するとともに、②85年第4四半期までの増加率目標値を本年2月設定の前年比+4~7%から年率+3~8%へ拡大(M₂、M₃、国内非金融部門負債残高については本年2月に設定したレンジのまま据置き)。但し、ボルカーリー議長はこれについて、金融政策スタンスの変更を意味するものではない旨声明。

(2) 86年暫定目標値については、M₁、M₂は本年2月に発表した85年目標値と同水準、M₃、国内非金融部門負債残高については85年目標値よりも小幅ながら下げ。

マネーサプライ目標値等

(単位・%)

| | 85年目標値 | 85年2月時点 | 86年暫定目標値 |
|--------------------------------------|---------------------|---------|----------|
| M ₁ | +3~8 ^(注) | +4~7 | +4~7 |
| M ₂ | +6~9 | +6~9 | +6~9 |
| M ₃ | +6~9.5 | +6~9.5 | +6~9 |
| 国内非金融部門 負債残高 (モニタリング) (レンジ) | +9~12 | +9~12 | +8~11 |

(注) 85年第4四半期平残の85年第2四半期平残対比の伸び率(年率)。なお、その他は各年第4四半期平残の前年同期比。

2. なお、同議長はこれに関連する証言のなかで次のような見解を示した。

(1) 米国経済は、83年初来2年半にわたって景気上昇を続けているが、84年以降成長は鈍化しており、本年

入り後はこうした傾向がさらに強まっている。最近はとくに輸入増加による貿易・經常赤字の拡大の影響が目立っており、このため個人消費、設備投資をはじめとする国内最終需要(domestic final sales)は比較的堅調に推移しているにもかかわらず、国内製造業部門では84年夏場以降生産の停滞、雇用の減少傾向が続いているほか、農業・鉱業も輸出減少により大きな打撃をこうむっている。景気の先行きについては、85年下期以降、物価の落着き基調が続く中でこれまでの金利低下の効果もあって、上期に比べて成長率は幾分高まることが予想され、86年も緩やかな景気上昇が持続する見通し^(注)。

(注) 上記マネーサプライ目標値等の設定に際しての連邦準備制度の経済見通しは次のとおり。

(単位・%)

| | | 今回証言 | 前回(2月) 証言 |
|-----|--------|------------|--------------|
| 85年 | 実質GNP | +2.75~3 | +3.5~4 |
| | デフレーター | +3.75~4 | +3.5~4 |
| | 失業率 | 7~7.25 | +6.75~7 |
| 86年 | 実質GNP | +2.5~3.25 | |
| | デフレーター | +3.75~4.75 | |
| | 失業率 | 6.75~7.25 | |

(注) 実質GNP、GNPデフレーターは第4四半期の前年同期比、失業率は第4四半期の平均水準。

(2) 金融政策は、84年末にかけてかなり緩和されたあと、本年入り後現在に至るまでの期間においては大きなスタンスの変更を行っていない。このように比較的緩目のスタンスを維持しているのは、物価の落着き基調が続く中、経済の持続的な成長を促すことを狙ったものである。現在M₁や国内非金融部門負債残高の高振れが目立っているのは事実であるが、M₁の高振れについては、金利低下に伴う流通速度の低下という特殊要因^(注)が影響しており、さらにこれに加えて製造業の停滞や物価の落着き、ドル高傾向の持続等の事情を総合的に勘案すれば、これを理由として引締めに転ずることは妥当でないと考えている。

(注) 最近のM₁の急増とそれに伴う流通速度の低下について、ボルカーリー議長は以下の事情を指摘。

- ① 金利低下に伴う機会費用の低下から、要求預金の保有が増加したこと。
- ② スーパーNOW勘定等利付決済性預金の金利低下テンポが市場金利に比べて緩やかであったため、広義マネーサプライに含まれる市場金利連動型商品から上記預金勘定へのシフトがみられたこと。
- ③ 決済性預金についての金利規制の緩和が流通速度を基

調的に低下させている可能性もあること。

(3) 米国経済は、今後改善を要する種々の不均衡を抱えているが、金融政策のみではこれらの問題に十分対処することは困難である。こうした不均衡のうち、まず貿易赤字は今回の景気上昇局面で急速に拡大したが、これは主としてドル高が続いたことおよび米国と日本、欧州等との成長率格差が大きかったことによるものである。この点に関して、最近における緩和気味の金融政策運営や公定歩合引下げは、ドル高是正の狙いをも含んだ措置であるが、金融政策のみに偏した対策には明らかに限界があり、それが行きすぎると、米国経済に対する信認の動搖からドル急落をもたらし、ひいては物価上昇を招きかねない可能性がある。したがって、ドル高是正を進め、貿易赤字拡大傾向に歯止めをかけるためには、何よりも巨額の財政赤字の削減を実現することにより、海外資本流入への依存度を低下させていくことが極めて重要であり、この点についての議会の責務は重い。

また他の先進工業国が米国への過度の依存を改め、内需主導型の成長に移行していくれば、米国の調整も容易になろう。

(4) 発展途上国の債務累積問題については、債務国側の調整努力の結果、いくつかの点で改善が見られるのは事実であるが、なお民間金融市场を通じた新規借入れが可能となるには程遠い状況である。円滑なリスクシェールを進めるうえで IMF、世銀および民間銀行が協力して特段の努力を払うことが必要とされるが、それとともに、米国を含む先進各国としても経済、金融面での支援を持続していくなければならない。

◆アルゼンチン、新通貨発行を含むインフレ抑制策を発表

1. アルゼンチンのアルフォンシン大統領は6月14日、新通貨の発行、財政赤字の大幅削減、賃金・物価の凍結等を中心とするインフレ抑制策を発表した。今回の措置は、アルゼンチン政府と IMFとの間で6月11日に基本的合意に達した経済再建計画(アルゼンチンに対する IMFの14.2億SDRのスタンダード・バイ融資<84年末に取決め>を再開するための融資条件<conditionality>)の線に沿ったものである。本措置の概要をみると次のとおり。

(1) 従来の通貨単位「ペソ」に代えて「オーストラル」を新通貨単位とする(1オーストラルは1,000ペソに相

当、また1米ドル=0.80オーストラル)。これに伴い6月15日以降、すべての取引はオーストラル表示で行うが、当面は現在流通しているペソ紙幣をオーストラルに換算して使用することとする。

- (2) 賃金の物価スライド制(賃金上昇率を前月の消費者物価上昇率の90%とする)を6月で廃止し、7月以降賃金を凍結するとともに、すべての財・サービス価格も6月17日以降凍結する。
- (3) 85年中の非金融公的部門の赤字をGDPの4.1%に引き下げる(83年15.6%、84年12.0%)。
- (4) 中央銀行指定金利^(注)のうち預金金利については月利28%から4%へ、貸出金利については同じく30%から6%へそれぞれ引き下げる。

(注) 82年7月以降、中央銀行が預金金利および貸出金利を設定。自由金利による預金(期間90日以上)、貸出も認められているが、これらの預金、貸出については中央銀行が1行当たりの限度枠を設定している。

2. 今次措置についてアルゼンチン政府では、「アルゼンチン経済の再建を図るためにには、年率1,010%(消費者物価、85年5月前年同月比、同、84年前年比+627%)にも達しているインフレの抑制が不可欠との判断から実施した緊急措置である」旨説明している。

歐州諸国

◆EC首脳会議開催

EC加盟各国首脳(EC委員長を含む)は6月28、29日の両日、イタリアのミラノにおいて本年第2回目^(注)の首脳会議を開催し、欧州先端技術の研究開発問題、EC制度改革問題および対日問題等につき討議した。

(注) 本年第1回目の首脳会議は3月29、30日の両日、ベルギーのブリュッセルにおいて開催され、スペイン、ポルトガルのEC加盟(60年4月号「要録」参照)後のECのあり方をめぐる諸問題が討議された。

今次会議終了後に発表された「議長総括」の主要点は以下のとおり。

1. 先端技術の研究開発問題

フランスが提案した欧州先端技術共同開発計画(ユーレカ計画)をEC全体の開発計画として推進する。そのため、今後適宜外相・科学担当相会議を開催(第1回目は、7月17、18日の両日にフランスのパリで開催)し、同計画の具体的な内容、実施までのスケジュ

ール、資金調達方法などを協議する。

2. E C の意思決定方法の変更

E C 諸機関における意思決定方法についてはその効率化を推進していくため、現行の全会一致原則、拒否権の確保等を見直し、多数決制の導入、拒否権の制限等の可否につき早急に政府間協議を開始し、年内に最終結論を決定する。

3. 対日問題

E C 外相理事会(6月18、19日の両日、ルクセンブルクで開催)が表明した対日要求(①欧州からの工業製品・農業加工品等の輸入の大幅かつ持続的な拡大、②金融自由化や円の国際化の推進等)を全面的に支持するとともに、さらにE C 委員会がこの要求内容を日本政府に伝達する旨要請する。

4. その他

(1) E C 域内市場の統合化推進のため、1992年までに域内単一市場の実現をめざす具体的行動計画を策定する。その場合、とくに①財の移動に対する諸障壁

の撤廃、②金融サービス、交通部門および雇用に対する各種制限の撤廃、③資本移動の自由化等を最優先課題として検討する。

(2) ソ連、東欧で組織するコメコン(経済相互援助会議)との協調を図る。

◆ E C 、第8次 EMS 通貨調整を実施

1. E C 藏相・中央銀行総裁は7月20日、同日バーゼルで開催されたE C 通貨評議会(E C 10か国の中銀副総裁、大蔵次官等で構成)の提案に基づき、イタリア・リラの対E C U基準相場の6%切下げとその他7か国通貨の同2%切上げを決定し、22日より実施する旨発表した。今次通貨調整は83年3月以来2年4ヶ月振りの措置で、EMS 発足(79年3月13日)以来8回目のものである。

2. 今次調整の結果、EMS 参加国中央銀行の介入上下限点および各通貨の対E C U基準相場は次のように変更された。

EMS 参加国中央銀行介入上下限点

| 中央銀行名 | 西ドイツ ブンデス バンク D.M. | ベルギー 国民銀行 B.Fr. | オランダ 銀 行 D.Gl. | デンマーク 国民銀行 D.Kr. | フランス 銀 行 F.Fr. | アイル 兰 ド 銀 行 Ir.L. | イタリア 銀 行 Lit. |
|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--|--|---------------------------------------|-------------------------------------|--|
| D.M. 100マルクにつき | 上限 中心 下限 | | 2,048.35 2,002.85 1,958.50 | 115.235 112.673 110.1675 | 371.40 363.141 355.06 | 313.63 306.648 299.85 | 33.1015 32.3703 31.6455 |
| B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき | 上限 中心 下限 | 5.106 4.99288 4.882 | | 5.7535 5.62561 5.5005 | 18.543 18.1312 17.727 | 15.659 15.3106 14.970 | 3,601.4 3,391.77 3,194.3 |
| D.Gl. 100ギルダーにつき | 上限 中心 下限 | 90.770 88.7526 86.780 | 1,818.00 1,777.58 1,738.00 | | 329.63 322.297 315.13 | 278.35 272.158 266.10 | 64,020 60,291 56,786 |
| D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき | 上限 中心 下限 | 28.165 27.5375 26.925 | 564.10 551.536 539.30 | 31.7325 31.0273 30.3375 | | 86.365 84.4432 82.565 | 19,863 18,706.9 17,618 |
| F.Fr. 100フランス・ フランにつき | 上限 中心 下限 | 33.350 32.6107 31.885 | 668.00 653.144 638.60 | 37.580 36.7434 35.925 | 121.11 118.423 115.78 | | 23,522 22,153 20,863 |
| Ir.L. 1アイルランド・ ポンドにつき | 上限 中心 下限 | 3.160 3.08925 3.021 | 63.281 61.8732 60.4965 | 3.560 3.48075 3.403 | 11.4735 11.2184 10.9687 | 9.6885 9.47313 9.2625 | 2,228.29 2,098.60 1,976.46 |
| Lit. 1,000イタリア・ リラにつき | 上限 中心 下限 | 1.5630 1.47205 1.3865 | 31.305 29.483 27.765 | 1.761 1.6586 1.562 | 5.676 5.34563 5.035 | 4.7930 4.51402 4.2515 | 0.505956 0.476508 0.448775 |

- (1) 各国中央銀行介入上下限点(前頁表参照)
 (2) 対 E C U 基準相場(カッコ内は旧基準相場)

$$\begin{aligned}
 1 \text{ E C U} &= 2.2384 \text{ D. M.} (2.24184 \text{ D. M.}) \\
 &= 2.52208 \text{ D. Gl.} (2.52595 \text{ D. Gl.}) \\
 &= 1520.6 \text{ Lit.} (1403.49 \text{ Lit.}) \\
 &= 44.832 \text{ B. Fr.} (44.9008 \text{ B. Fr.}) \\
 &\quad <\text{Lux. Fr. も同値}> \\
 &= 8.12857 \text{ D. Kr.} (8.14104 \text{ D. Kr.}) \\
 &= 6.86402 \text{ F. Fr.} (6.87456 \text{ F. Fr.}) \\
 &= 0.724578 \text{ Ir. £.} (0.725690 \text{ Ir. £.}) \\
 &= 0.555312 \text{ £.} (0.585992 \text{ £.})^* \\
 &= 100.719 \text{ Dr.} (87.4813 \text{ Dr.})^*
 \end{aligned}$$

* 英ポンド(£.)、ギリシャ・ドラクマ(Dr.)は EMSに加盟していないため、基準相場ではなく代表相場(taux représentatif)。

3. 今次調整は、最近におけるイタリアの貿易赤字拡大傾向が続くなからで、7月19日、イタリア・エネルギー公社の巨額のドル買い(125百万ドル)を契機としてイタリア・リラ相場が急落(1米ドル当り、18日1845リラ→19日2200リラ)し、ミラノ為替市場が一時閉鎖を余儀なくされるなど欧州の為替市場が大きく動搖したことに対応するため、急拠実施された措置である。なお、今次調整が事実上イタリア・リラの単独切下げ(切下げ率7.8%)であるにもかかわらずEMS加盟8か国全通貨を対象とした点については、イタリアが欧州内で孤立しているとの印象を与えることを回避し、「欧州各国のイタリアに対する連帯感を示したもの」(ペレゴボワ・フランス経済財政予算相)と説明されている。

◆西ドイツ政府、86年度予算案等を閣議決定

西ドイツ政府は7月1日、86年度予算案および中期財政計画(87~89年度)を閣議決定(ブンデスバンク正副総裁出席)し、翌2日発表した。今次予算案等の概要は以下のとおり。

1. 86年度予算案

- (1) 岁出総額は2,639億マルク、前年度予算比+2.4%と厳しく抑制されており、このため所得減税実施に伴う歳入総額の伸び悩み(同+2.7%)にもかかわらず財政赤字額は249.5億マルクと前年度予算比横ばいで推移。
 (2) 岁出面では、国債費(前年度予算比+4.2%)、農業費(同+3.6%)、研究開発費(同+3.6%)や社会保障費(同+3.5%)等が比較的高目の伸びを示す一方、人件

費や補助金については公務員数の増加抑制や石炭、鉄鋼、造船業等に対する補助金削減(10億マルク)などを映じておむね横ばいないし減少となる見通し。

- (3) 岁入面では、既に議会で承認されている所得減税措置(総額194億マルク<国、地方計>を86年度<110億マルク>、88年度<84億マルク>の2回に分けて実施)に加え、付加価値税の連邦算入分の引下げ(6億マルク)を実施の予定(租税収入2,118億マルク、85年度予算比+2.0%)。またブンデスバンク納付金は、ほぼ前年度実績(129億マルク)並みの125億マルクを計上。
 (4) こうした緊縮政策の大枠を保持する中で、長期にわたる業況不振に直面している建設業界に対する助成策として①都市再開発プロジェクトの実施(86、87年度に公共部門全体で約10億マルクずつ)、②事務所、工場の償却期間短縮(50年→25年)、③復興金融公庫による環境整備投資等に対する低利融資枠拡大等を計画。

2. 中期財政計画

- (1) 岁出総額の伸びは87年度から89年度まで毎年+2.9%に抑制。財政赤字額は所得減税実施等を映して87年度、88年度と横ばいにとどまったあと、89年度には小幅減少に転ずる見通し。
 (2) 岁出面では、補助金を89年度まで年平均△6.6%削減する方針で、この結果歳出総額に占める補助金の割合も大幅に低下する見通し(84年度5.4%→89年度3.9%)。なおE C 拠出金については、付加価値税のE C 拠出分引上げを織込み済。
 (3) この間、歳入面では上記所得減税のほかには大きな政策変更は織込まれていないが、ブンデスバンク納付金については漸次減少する計画(87年度100億マルク→88年度100億マルク→89年度80億マルク)。

(単位・億マルク)

| | 85年度 | 86年度 | 87年度 | 88年度 | 89年度 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳出総額 (前年度比、%) | 2,577 (+2.3) | 2,639 (+2.4) | 2,717 (+2.9) | 2,797 (+2.9) | 2,879 (+2.9) |
| 財政赤字額 (前年度比、増減△額) | 250 (△ 33) | 250 (△ 0.4) | 249 (△ 1) | 250 (+ 1) | 233 (△ 17) |

(注) 85年度は成立予算ベース(ただし、E Cへの拠出金分<16億マルク>を除く)。86年度以降については実質経済成長率+2.5%と想定。

◆ ブンデス銀行再割引枠の拡大を決定

1. ブンデス銀行は7月18日の定例中央銀行理事会において、金融機関に対する手形再割引枠を30億マルク拡大し(約603億マルク→約633億マルク)、8月1日から実施することを決定、発表した。
2. 今次措置について市場筋では、マルク相場の回復や米国金利の低下を映じてこのところ低下傾向をたどっている短期金利の一層の低下を促すことを狙ったものと受け止められている。

◆ フランス、貯蓄金利および制度融資金利を引下げ

1. フランス経済財政予算省は6月28日、昨年8月以降据置かれていた預金・債券等の貯蓄金利、住宅ローン金利および企業・地方公共団体向け制度融資金利を以下のとおり引下げ、7月1日以降実施する旨発表した。

(1) 貯蓄金利

イ、預本金利
通帳預金^(注1) 6.5%→6.0%

産業振興口座 6.5%→6.0%

庶民貯蓄通帳預金 7.5%→7.0%

積立式住宅貯蓄 9.0%→7.5%

通帳式住宅貯蓄 6.5%→5.5%

(注1) 利子非課税通帳(貯蓄金庫扱いのA種通帳および相互信用金庫扱いの青色通帳)、課税通帳の双方を含む。

ロ、債券金利

5年物国債(Bons du Trésor) 12.0%→10.5%

(2) 制度融資金利等

住宅ローン 7.0%→6.5%

産業近代化基金^(注2)からの貸付 9.25%→8.75%

地方公共団体向け貸付 10.0%→9.5%

(注2) 企業の近代化のための設備投資促進を目的とする制度金融。原資は産業振興口座。

2. 今回の利下げ措置発表にあたってベレゴボワ経済財政予算相は、「最近における物価の騰勢鈍化傾向にかんがみ実施したものである。特に制度融資金利の引下げは企業および家計の金利負担軽減を通じて、設備投資および住宅投資の回復に資することを期待する」旨コメントしている。

◆ フランス、貸倒準備比率規制を更新

1. 銀行規制委員会^(注1)は6月28日、市中金融機関に対する現行の貸倒準備比率規制^(注2) (ratio de couverture des risques) の目標達成時点(本年6月30日)の到来を

控え、同規制を一部手直ししたうえこれを延長する旨決意した。

(注1) 金融機関の支店開設基準、自己資本に係る規制等金融機関業務全般に関する一般的規制の制定等を担当。議長は経済財政予算相、副議長はフランス銀行総裁。

(注2) 貸倒準備比率規制とは、市中金融機関に対して、自己資本の信用供与残高に対する比率を一定水準(5%)以上に維持することを求めたもので、79年7月に導入された後3年ごとに目標達成時点が見直されることになっている(54年5月号、57年8月号「要録」参照)。

今次措置の主な改正点は以下のとおり。

(1) 規制対象金融機関の拡大

従来規制対象は「登録銀行(Banques inscrites)」および「登録金融業者(Etablissements financiers enregistrés)」に限られていたが、新銀行法施行(84年7月)によりかかる業態区分が既に廃止されているので、今後は原則として新銀行法上の全金融機関に拡大(この結果これまで規制対象外であったフランス不動産銀行、庶民銀行等も対象に含まれる)。

(2) 規制達成目標時点の短縮

従来は規制達成目標時点を3年ごとに設定することしていたが、今後は毎年6月末を規制達成の目標とする各年規制に変更する。

(3) 連結決算の導入

本規制関係の与信額や自己資本等の計数算出に当っては、今後は海外子会社等も含めた連結決算ベースを導入。

(4) 規制対象外与信算出に係る「掛目」区分の整理

政府や他の金融機関の保証等が付されている与信額については、一定の「掛目」を乗じたうえで規制対象与信から控除する扱いとなっているが、この「掛目」区分を従来の9区分から6区分に整理統合する。

(5) 規制未達金融機関に対する措置

本年6月末現在で貸倒準備比率が目標(5%)比未達の金融機関に対しては、同比率が5%に達するまで年間の与信増加額に対し6%以上の自己資本の増加を義務づける(従来は未達の度合に応じて、3年間の与信増加額に対し最高5%までの自己資本の増加を義務づけ)。

2. 今次措置につき、フランス銀行は「今回の規制更新は①本規制が6月末で目標達成時点を迎えたにもかかわらず依然として規制未達先が多いこと、②新銀行法の施行に伴い業態区分が廃止されたこと等にかんがみ、従来よりも規制を強化する方向で手直ししたものである」旨

説明している。

◆フランス、マネーサプライ增加抑制策を発表

1. フランス経済財政予算省およびフランス銀行は7月2日、最近のマネーサプライの増勢加速に対処するためマネーサプライ增加抑制措置を発表した。今次措置の概要は次のとおり。

(1) 貸出準備率の実質的引上げ

イ. 貸出準備率は本年初以降、四半期ごとの準備率適用対象貸出残高の前年比増加率を基準として所要準備率が累進的に高くなる方式に改訂された(60年1月号「要録」参照)が、本年第3四半期以降は前年比増加率の算定にあたり前年の対象貸出残高から1.5%減じることによって実際よりも増加率を引上げるかたちとし、これによって実質的に貸出準備率の引上げを図る。

ロ. ただし住宅関係制度融資に対する取扱いについては、政府の住宅投資促進の狙いを受けて準備率の適用対象外となる融資額を引上げる(現行前年比+7%以内は全額適用対象外→今回同+11%以内は全額適用対象外)。

(2) 財政資金調達における長期国債のウエイト拡大

財政部門の資金調達を通ずるマネーサプライの増加を抑制するため、本年第3四半期以降財政資金調達にあたっては金融機関引受けが大宗を占める財務省証券から民間消化分のウエイトが高い長期国債へのシフトを促進する。

(3) 企業等の海外からの借入計画の調整

本件に関する具体的な内容は後日発表の予定であるが、市場筋では企業等の海外借入につき、新規借入額の調整や既往対外債務の繰上げ返済等の措置を予定。

(4) 第4四半期における本措置の見直し

上記各措置については、今後のマネーサプライの動向を眺め、本年第4四半期に見直しを行う。

2. 今次措置につき経済財政予算省およびフランス銀行は、「マネーサプライM2R(詳細は84年8月号「要録」参照)の伸び率が、銀行による中小企業向け貸出の増加や国内金利の高水準を映した外資流入の活発化からこのところ年率8%前後(5月前年比+7.4%)と政府目標値(+4~+6% < M2R の85/11月~86/1月の各月末残高平均の前年同期比>)を大幅に上回っていることによると、これを抑制することを狙った措置である」と説明している。

◆英蘭銀行、銀行監督体制強化案を発表

1. 英蘭銀行は7月19日、6月20日に議会に提出された「銀行監督に関する特別委員会^(注)」の報告書を受けて銀行監督体制強化案をconsultative paperとして公表した。本案は大口融資規制案および79年銀行法改正案の2部から成っているが、それぞれの概要は以下のとおり。

(注) 本委員会は、昨年8月のジョンソン・マッセイ・バンカーズ社(大手貨金属取引業者で銀行業を兼営)の経営破綻問題表面化を契機に、84年12月に銀行監督体制の見直しを目的として設定されたもの(議長、リー・ベンバートン英蘭銀行総裁)。

2. 大口融資規制案

(1) 各行は大口融資(large exposure)と経営節度(prudentiality)に関する経営方針およびその管理方法について、役員会(board of directors)の採択を経て、書面により英蘭銀行へ提出する。

(2) 非銀行部門に対する融資額は、1社に対し自己資本の25%を上限とする。また同比率が10%超の貸出先については、貸出の必要性および信用度(excessive riskの有無)について、英蘭銀行に対して説明することを要する。

(3) 各行は、非銀行向け融資につき上位20社(ただし自己資本の10%超の先が20社以上ある場合には全社、現在は上位10社のみ)について貸出先名を英蘭銀行に報告することを要する。

(4) 英蘭銀行は、各行の銀行間貸付について、流動性資産、運用先多様化の見地から最低年に1回の見直しを行う。

(5) 外銀の支店については、当該外銀本店の各国監督当局が第一義的な監督責任を負うが、各支店の流動性ポジションを把握するうえでの大口融資先に関する情報入手の必要性にかんがみ、英蘭銀行は必要に応じて、各国監督当局と個別に協議する用意がある。

3. 79年銀行法改正案

(1) 二段階銀行免許制度の廃止

銀行法上の免許基準における業態区分(大手を中心とした「承認銀行< recognised bank >」と下位業態の「預金受入機関< licensed deposit-taker >」)を廃止、両者を一本化する。これに伴い銀行免許取得のための最低所要純資産額も次のように変更。

(現行) (改正案)

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 承認銀行 | 行: 5百万ポンド | → 1百万ポンド |
| 預金受入機関 | : 250千ポンド | |
| および専門承認銀行 | | |

(2) 英蘭銀行の銀行監督権限の強化

- イ. 英蘭銀行による監督対象をこれまでの「預金受入機関」のみから全金融機関へ拡大する(これによって「承認銀行」も銀行法上の被監督義務<requirements>を負うことになる)。
 - ロ. これに対処するため、英蘭銀行の銀行監督機能の拡充を図る。
 - ハ. 英蘭銀行の法的制裁措置は、現在銀行の免許剥奪権に限られているが、今後はこれの拡大・多様化を図る。
 - ニ. 銀行の監査役および役員の変更に際しては、英蘭銀行の事前承認を要する。
 - ホ. 英蘭銀行は、銀行監督に関する情報は現在必要に応じて徴求しているが、今後は定期的に徴求することとする。また英蘭銀行が入手した情報は、必要に応じて他の監督当局(産業貿易省等)へも提出しうる。
 - ヘ. 英蘭銀行は、銀行監督にあたって現行会社法の下で産業貿易省が享受しているのと同様な権限(例えば監督先への立入調査権)を有する。
- (3) その他
- イ. 今後預金保険機構の拡充、強化を図る。
 - ロ. 各行は英蘭銀行の銀行監督に関する措置に不服がある場合には、蔵相へ提訴することができる。

◆スウェーデン中央銀行、公定歩合等を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は7月11日、公定歩合および罰則金利とともに1%引下げ(公定歩合11.5%→10.5%、罰則金利16.0%→15.0%)、翌12日から実施する旨発表した。なお同行の公定歩合変更は本年5月14日に、経常収支赤字に対する配慮等から大幅引上げ(公定歩合9.5%→11.5%、罰則金利13.5%→16.0%、60年6月号「要録」参照)を実施して以来の措置である。
2. 同行では今次措置の背景として以下の3点を指摘している。
 - (1) 前回の大幅利上げ措置以降、資本収支が黒字基調に転ずるなど国際収支面での改善傾向が定着してきたこと。
 - (2) これを背景にスウェーデン・クローネ相場も強調裡に推移していること(対米ドル、5月末8.9075 SKr→6月末8.7675 SKr→7月10日8.4950 SKr)。
 - (3) 海外金利が低下傾向にあること。

アジアおよび大洋州諸国

◆韓国、85年成長率見通しの下方修正および景気対策を発表

韓国政府は7月13日、85年実質成長率見通しを当初の+7.5%(84年12月策定)から+6~+7%に下方修正するとともに、①輸出支援の強化、②設備投資の促進を内容とする景気対策(7月14日実施)を発表した。

今次措置は、「更年後の輸出が予想外に落込み、上期の実質成長率は+4~+5%にとどまった模様」(申副総理兼経済企画院長官)との景気の現状をにらんで採られたものであるが、同時に同国の多額の対外債務に配慮して、とくに「従来の安定化政策の基本路線変更を意味するものではない」(同)とコメントしている。

今次対策の概要は以下のとおり。

(1) 輸出支援の強化

- ①輸出支援金融の融資算定に用いるドル当り融資単価の切下げ(1ドル710ウォン→740ウォン)。
——単価は本年3、5月に次いで3度目の切下げ(年初1ドル655ウォン)。
- ②輸出関連設備投資資金の拡充(年間貸付額6,000億ウォン→無制限)。
——同資金の年間貸付額は年初計画の2,000億ウォンから3、6月の2回増額された後、今回上限枠を撤廃。

(2) 設備投資の促進

- ①機械設備の減価償却耐用年数を平均10%短縮。
- ②中小企業に対する政府の信用保証限度枠の拡大(年間3,000億ウォン→4,000億ウォン)。
——金融機関に対する設備投資資金融資の円滑化を目的。

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は7月15、19日の両日、銀行の預貸金利を引下げた(19日現在、昨年8月以降、14度目)。これに合わせて英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)は同日プライム・レートを引下げた(預貸金利とも78年以來の低水準)。本措置は、最近の米ドル相場の軟化に対処して採られたもの。

一年利・%—

| | 旧 | 7月15日 | 7月19日 |
|------|------|-------|-------|
| 普通預金 | 2.75 | 2.25 | 1.75 |

定期預金

| | | | |
|----------|-----|------|------|
| 3ヶ月 | 3.5 | 3.25 | 2.75 |
| 6ヶ月 | 3.5 | 3.25 | 2.75 |
| 1年 | 3.5 | 3.5 | 3.5 |
| プライム・レート | 8.0 | 7.0 | 6.0 |

◆タイ、公定歩合引下げ

タイ中央銀行は7月25日、公定歩合を12.0%から11.0%に、高率適用貸付金利^(注)を13.5%から12.0%にそれぞれ引下げ、翌26日から実施する旨発表した(引下げ後の金利は第2次石油危機直後<10.5%>以来の低水準)。

今回の措置については、「拡大テンポの鈍化が明確化しつつある国内景気のてこ入れを図るためのもの」(Rengchai 中銀営業局長)と説明されている。なお、同国の公定歩合引下げは昨年11月13日以来、約8か月振り。

(注) 79年10月に創設。中央銀行の対商業銀行貸付のうち各商業銀行預金残高の1%を超える部分に適用(預金残高の1%以下の貸付については公定歩合を適用)。

| | 基 準 貸付金利 | 一年利・%— 高率適用 貸付金利 |
|-----------|-------------|------------------------|
| 81年末 | 14.5 | 16.0 |
| 82年4月20日 | ↓ | 17.0 |
| 8月10日 | 14.0 | 16.0 |
| 25日 | 13.5 | 15.0 |
| 10月28日 | 12.5 | 14.0 |
| 83年1月12日 | 11.5 | 13.0 |
| 12月9日 | 13.0 | 14.5 |
| 84年11月13日 | 12.0 | 13.5 |
| 85年7月26日 | 11.0 | 12.0 |

◆シンガポール、総合景気対策を発表

シンガポール政府は7月26日、企業減税、通信料金引下げ等を骨子とする総合景気対策を発表した。これは、本年第2四半期の実質GDP(暫定値)が同国史上初めてマイナス成長に陥ったことに対処し、企業のコスト引下げなどにより、製造・建設業の不振打開を図ろうとするものである。本対策に伴う財政負担額は450百万シンガポール・ドル(約500億円)と見込まれている。今次対策

の概要は次のとおり。

- (1) 企業の固定資産税の30%還付(7月1日から来年末まで)
——年間60百万シンガポール・ドルの減税に相当。
- (2) 国際電信電話料金の10~50%引下げ(10月1日実施)
——経費軽減は年間120百万シンガポール・ドルの見込み。
- (3) ベンチャー基金(100百万シンガポール・ドル)の設立
——内外法人の先端技術導入、設備投資を支援。
- (4) 中小企業に対する貸出金利の引下げ(年利9→7.75%)
- (5) 都市再開発局による商工業・住宅用地販売の停止(2年間)
——供給過剰の用地需給の改善が目的。
- (6) 85年度予算の公共事業費の増額修正(245百万シンガポール・ドル)を計画

なお、同対策発表に際し、リー通産・防衛担当国務相は「最近の景気減速は単に循環要因によるものだけではなく、国内企業の高コスト体质など構造的問題にも原因がある」と指摘した。

◆ニュージーランド、1985年度予算案を発表

ニュージーランド政府は6月13日、1985年度(85年4月~86年3月)予算案を議会へ提出した。85年度は、財政赤字削減3か年計画^(注)(84~86年度)の2年目にあたり、今次予算案では農業を中心とした補助金の見直し等歳出の抑制と税制改正による歳入増の結果、財政赤字は大幅に縮小する見通しとなっている(名目GDP比、84年度6.9%→85年度2.8%)。予算案提出にあたってダグラス財相は「2年続きの緊縮予算が景気のスローダウンをもたらすことが懸念されているが、持続的成長の観点からはむしろ物価安定と金利低下が先決課題である」旨強調した。今次予算案の概要は次のとおり。

(1) 予算規模等

歳入は、個人所得税率の引上げ(31.5→33.0%)やフリンジ・ベネフィット・タックス(付加給付税)の導入などによる所得税の著増を主因に、全体で+28.4%の大幅増が見込まれている。一方、歳出面では、一般行政費、社会保障費、国債償還費などの当然増経費の増加率が高い反面、産業開発費が農業補助金を中心前に前年度比減少するため、全体では+13.5%と物価上昇率(85年度政府予想+12%)並みの伸びにとどまる見通

し。この結果、財政収支赤字幅は12.9億NZドルへとかなり縮小の見込み(当初計画△15.6億NZドル、前年度実績△27.8億NZドル)。

(2) 税制改正の主要点

85年4月1日からフリンジ・ベネフィット・タックス(附加給付税)を導入。同税は、従来課税対象外であった雇用者に対する現物支給等の便宜供与に課税(税率約45%)するもので、年間2億NZドルの税収追加の見込み。

このほか、政府は86年10月に一般消費税導入を計画しており、そのための法律案を議会に提出している(3月26日)。

(注) 財政赤字削減3か年計画

| | 財政赤字(計画額) 億NZドル | 対名目GDP比 % |
|----------|--------------------|--------------|
| 83年度(実績) | 31.0 | 9.0 |
| 84〃 | 27.6 | 7.2 |
| 85〃 | 15.6 | 3.7 |
| 86〃 | 9.6 | 2.1 |

ニュージーランドの1985年度予算案 (単位・百万NZドル)

| | | 1984年度 (実績) | 1985年度 | 前年度 比(%) |
|------------|-------------------|----------------|---------|-------------|
| 歳 入 | 税 収 | 11,914 | 14,700 | 23.4 |
| | うち 所 得 稅 | 8,348 | 10,860 | 30.2 |
| | 売 上 税 関 稅 | 2,565 | 2,725 | 6.2 |
| その 他 共 合 計 | | 12,535 | 16,096 | 28.4 |
| 歳 出 | 一 般 行 政 経 費 | 903 | 1,104 | 22.3 |
| | 外 交 ・ 国 防 費 | 942 | 1,108 | 17.6 |
| | 教 育 費 | 1,729 | 1,902 | 10.0 |
| | 産 業 開 発 費 | 1,713 | 1,277 | △ 25.5 |
| | 運 輸 ・ 通 信 施 設 費 | 543 | 732 | 34.8 |
| | 社 会 保 障 費 | 4,457 | 5,107 | 14.6 |
| | 保 健 ・ 医 療 費 | 1,912 | 2,140 | 11.9 |
| | 債 務 償 戻・政 府 事 業 費 | 2,715 | 3,317 | 22.2 |
| | そ の 他 共 合 計 | 15,318 | 17,382 | 13.5 |
| 財 政 収 支 | | △ 2,784 | △ 1,286 | — |

共産圏諸国

◆中国、輸入調節税を導入

国務院は7月15日、一部輸入品に対し輸入調節税を新

たに賦課する、と発表した(7月16日実施)。国務院は、今次決定について「最近の地方自治体、企業等による無計画な輸入により大量の外貨が費消されたため、新税の賦課による輸入調整が必要となった」と説明している。

なお、課税対象品目と課税率は以下のとおり。

| 品 目 名 | 税率 (%) |
|---------------------|--------|
| ポリエステル加工糸 | 40 |
| その他の合織織物 | 40 |
| その他の人造纖維織物 | 40 |
| 化纖織物 | 40 |
| 電 卓 | 80 |
| コンピュータ(32Kビット以下のもの) | 40 |
| 周辺機器 (ディスプレイ) | 30 |
| テレビ受像機(プロジェクション方式) | 70 |
| テレビ用ブラウン管 | 50 |
| 乗用車、ジープ、作業車及び | |
| その他の小型機動車 | 80 |
| 8トン未満のトラック | 50 |
| オートバイ、補助モーター付き | |
| 自転車及び各種サイドカー | 20 |
| 複 写 機 | 80 |
| V T R | 70 |

◆中国、預貸金利を一部引上げ

中国人民銀行は7月26日、専門銀行の個人定期預金と企業に対する貸付金の金利引上げを発表した(8月1日実施、4月に次ぎ本年2度目の引上げ)。同行は今次引上げにより「年初来急増を続いている基本建設投資を抑制し、経済効率の向上を図る」としている。

改定後の預貸金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

1. 預金利

個人定期預金

| | | |
|------|-------|--------|
| 半年もの | 6.12 | (5.40) |
| 1年もの | 7.20 | (6.84) |
| 3年もの | 8.28 | (7.92) |
| 5年もの | 9.36 | (8.28) |
| 8年もの | 10.44 | (9.00) |

2. 貸出金利

中期設備貸出・大修理貸出

| | | |
|---------|------|--------|
| 1年以下 | 7.92 | (5.04) |
| 1年超3年以下 | 8.64 | (5.76) |
| 3年～5年 | 9.36 | (6.48) |

| | | |
|----------|-------|--------|
| 5年超10年以下 | 10.08 | (7.20) |
| 10年々 | 10.08 | (7.92) |

なお、同行はこのほか、次の補完措置の実施も決定している。

①貸出に対する利子徵求方法を変更する(従来年払い)

一四半期ごと、8月1日実施)。

②財政支出から銀行融資に改められた^(注) 基本建設投資向け資金に対する貸出金利は据置き。

③エネルギー、建材、交通輸送関係の国家重点プロジェクト等のうち利益率の低い案件については、国家若しくは地方自治体が利子補給を行う。

(注) 中国当局は、財政赤字の圧縮や資金の効率的運用等を企図して本年1月以降、国家による建設投資資金の供給については、従来の財政資金の交付を停止し、銀行貸出による方式に切換えることとした。